

○名護市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱

令和元年10月1日

告示第162—4号

名護市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取扱要綱（平成16年3月告示第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、一部負担金の減額又は免除（以下「減免」という。）及び徴収猶予に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護の要否の判定に用いられる収入の認定額をいう。
- （2） 基準生活費 生活保護法に定める生活保護基準（昭和38年厚生省告示第158号）のうち、一時扶助を除く生活扶助、教育扶助及び住宅扶助の基準額の合算額をいう。

（対象）

第3条 市長は、世帯主が次の各号のいずれかに該当したことにより、生活が著しく困難となった場合において、必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減免又は徴収猶予することができる。

- （1） 震災、風水害、火災、その他これに類する災害により死亡し、若しくは心身に重大な障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- （2） 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- （3） 事業若しくは業務の休廃止又は失業により収入が著しく減少したとき。
- （4） 前各号に掲げる理由に類する理由があったとき。

（認定の基準）

第4条 前条第1項の規定による生活の困窮に係る認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 減免 当該世帯の実収入月額が基準生活費に別表読替え区分2に掲げる値を乗じた額以下であること。
- （2） 徴収猶予 当該世帯の実収入月額が基準生活費に別表読替え区分2に掲げる値を乗じた額を超え、基準生活費に別表読替え区分3に掲げる値を乗じた額以下であること。

2 前項に定める減免の程度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- （1） 免除 当該世帯の実収入月額が基準生活費に別表読替え区分1に掲げる値を乗じた額以下であること。

(2) 減額 当該世帯の実収入月額が基準生活費に別表読替え区分1に掲げる値を乗じた額を超え、別表読替え区分2に掲げる値を乗じた額以下であること。この場合において、減額の割合は、5割とする。

3 前項の規定による計算により1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(期間)

第5条 減免の期間は、原則として1か月を単位として申請月を含めて12月につき3か月以内（申請月は1日から適用）とする。ただし、当該世帯の生活状況等を勘案のうえ、再度の申請により3か月を限度として延長することができる。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合は、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等、適切な福祉政策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ることとする。

2 徴収猶予の期間は、申請月を含めて6か月を限度とする。

(申請)

第6条 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする世帯の世帯主は、名護市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ないと認められる理由により、あらかじめ申請ができなかった場合は、この限りでない。

- (1) 生活状況申立書（様式第2号）
- (2) 収入状況申告書（様式第3号）
- (3) その他申請理由を証明する資料

(審査)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、減免又は徴収猶予の可否について決定するものとする。

2 市長は、減免又は徴収猶予の可否の判定にあたって必要と認めるときは、法第113条及び第113条の2の規定に基づき、世帯主及び世帯員に対して文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、質問を行うことができる。この場合において、金融機関その他の関係機関に必要な書類の閲覧又は資料の提供を求めることができる。

3 前項の調査等において、世帯主及び世帯員が非協力的等で、事実確認が困難なときは、その申請を不承認とすることができる。

(決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申請を承認したときは、国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予承認決定通知書（様式第4号）により、承認しないときは、国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予不承認決定通知書（様式第5号）により、世帯主に通知するものとする。

(証明書)

第9条 市長は、減免又は徴収猶予を承認したときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予証明書（様式第6号）を交付するものとする。

2 一部負担金免除・減額・徴収猶予証明書により療養の給付を受けようとする者は、国民健康保険被保険者証に添えて当該国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予証明書を保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）に提示しなければならない。

（減免又は徴収猶予の取消し）

第10条 市長は、一部負担金減免の決定を受けた世帯につき、偽りの申請その他不正行為により一部負担金の減免を受けたことを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免を取り消すものとする。この場合において、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に保険医療機関等において療養の給付を受けたときは、当該一部負担金の減免により支払を免れた一部負担金の額を徴収するものとする。

2 市長は、一部負担金の徴収猶予を受けた世帯が、次の各号のいずれかに該当したときは、その一部負担金の徴収猶予についてその全部又は一部を取り消し、これを一時に徴収することができるものとする。

（1）徴収猶予を受けた世帯の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不相当と認められるとき。

（2）一部負担金の納入を免れようとする行為があったと認められるとき。

3 市長は、前2項の規定により減免又は徴収猶予の決定を取り消したときは、国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予取消通知書（申請者用）（様式第7号）及び国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予取消通知書（保険医療機関等用）（様式第8号）により世帯主及び保険医療機関等に通知するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

読替え区分	読替え時期及び基準生活費に乗じる値		
	平成30年10月1日から令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から令和2年9月30日まで	令和2年10月以降
1	990/885	990/870	1155/1000
2	$(990 * 12 / 11) / 885$	$(990 * 12 / 11) / 870$	$(1155 * 12 / 11) / 1000$
3	$(990 * 13 / 11) / 885$	$(990 * 13 / 11) / 870$	$(1155 * 13 / 11) / 1000$

様式第1号（第6条関係）

名護市国民健康保険一部負担金

- 免除
 減額 申請書
 徴収猶予

被保険者証記号番号												
療養を受ける被保険者氏名	生年月日 年 月 日											
個人番号											世帯主との続柄	
療養期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで【 日 間】											
申請理由	<input type="checkbox"/> 災害（災害の内容： _____） <input type="checkbox"/> 農作物の不作、不漁 <input type="checkbox"/> 事業の休廃止 <input type="checkbox"/> 失業 <input type="checkbox"/> その他（内容： _____）											
名護市長 様 上記の通り申請します。 年 月 日 世帯主 住所 氏名 _____ 印 個人 _____ 番号 連絡先 (_____)												
医師の意見	傷病名及び症状	(1) _____	発病又は負傷年月日	(1) 年 月 日								
		(2) _____		(2) 年 月 日								
	療養予定期間	年 月 日から【 】か月間又は【 】日間										
	その他特記事項	□入院□外来										
上記のとおり治療が必要なことを証明します。 年 月 日 医療機関 所在地 名称 _____ 医師名 _____ 印 電話番号 (_____)												

生活状況申立書

年 月 日

名護市長 様

住所 _____
世帯主氏名 _____ 印

私の世帯の生活状況について、次のとおり申告します。

世帯の状況	氏名	続柄	年齢	保険種別	職業
		世帯主		国・社・後期	
				国・社・後期	
				国・社・後期	
				国・社・後期	
				国・社・後期	
				国・社・後期	
				国・社・後期	

世帯収入状況	収入の種類		<input type="checkbox"/> 給与収入 <input type="checkbox"/> 事業収入 <input type="checkbox"/> 日雇収入 <input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 恩給、年金等 <input type="checkbox"/> 仕送り <input type="checkbox"/> その他		
	収入月額 円	当月分 実収入額 円	前月分 実収入額 円	前々月分 実収入額 円	平均 実収入月額 円

資産	所有地(面積)		借地(面積)		貸付地(面積)		家屋・その他
	田	m ²	田	m ²	田	m ²	
	畑	m ²	畑	m ²	畑	m ²	
	林野	m ²	林野	m ²	林野	m ²	
	宅地		宅地		宅地		

住居	家屋の種類等	持家 ・ 借家 ・ アパート ・ 同居		家賃 (1箇月)	円
		その他 ()	(LDK)		

備考

- 1 世帯収入状況欄は、様式第3号収入状況申告書より、記入してください。
- 2 借家等の場合は、家賃の領収書を添付してください。

収入状況申告書

年 月 日

名護市長 様

住所
世帯主氏名
印

私の世帯の総収入は、次のとおり相違ありません。

1 働いて得た収入

働いている者の氏名	勤め先	区分	当月分 (見込額)	前3月分		
				月分	月分	月分
		収入	円	円	円	円
		必要経費①	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
		収入	円	円	円	円
		必要経費②	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
		収入	円	円	円	円
		必要経費③	円	円	円	円
		就労日数	日	日	日	日
前月分の 必要経費の 主な内容	①					
	②					
	③					

2 恩給、年金等による収入

有・無	国民年金	厚生年金	児童手当	児童扶養手当	収入額	月額	円
	恩給	特別児童手当	雇用保険	傷病手当金		月額	円
	その他 ()					月額	円

備考 裏面も記入してください。

(裏面)

3 仕送りによる収入(前3月間の合計を記入してください。)

	金額	送金者の氏名	続柄	備考
有・無	円			
	円			
	円			

4 その他の収入(前3月間の合計を記入してください。)

有・無	区分	内容	収入額
	生命保険等の給付金		円
	財産収入(土地、家屋の賃貸料等)		円
	その他		円

5 その他将来において見込みのある収入(上記1から4に記入したものを除く。)

有・無	内容	収入額
		円

6 働いて得た収入がない者(義務教育終了前の者は、記入する必要はありません。)

氏名	働いて得た収入のない理由

(記入上の注意)

- (1) この申告書は、一部負担金の減免等を受けようとする者が記入してください。
- (2) 「働いて得た収入」は、給与、日雇、内職、農業、事業等による収入の種類ごとに記入してください。
- (3) 農業収入については、前1年間の総収入を当月分の欄に記入してください。
- (4) 必要経費欄には、収入を得るために必要な交通費、材料代、仕入代、社会保険料等の経費の総額を記入してください。
- (5) 2から5まで収入は、その有無について○で囲んでください。有を○で囲んだ収入については、その右欄にも記入してください。
- (6) 記入欄が足りない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (7) 収入のうち証明書等の入手可能なもの(例えば、勤務先の給与証明書、各種保険支払証明書等)は、この申告書に必ず添付してください。
- (8) 偽りその他不正の行為により一部負担金の減免等を受けた場合は、当該一部負担金を一括で返還させることがあります。

様式第4号(第8条関係)

名護市国民健康保険一部負担金		<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 徴収猶予	承認	決定通知書
様 名護市長		第 年 月 日		
年 月 日付けで申請のありました国民健康保険一部負担金免除、減額及び徴収猶予につきましては、次の通り承認となりましたので、名護市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱第8条の規定により通知します。				
被保険者証 記号番号			世帯主	
承認内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額(一部負担金の5割減) <input type="checkbox"/> 徴収猶予			
承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
承認理由				

- 1 この決定(処分)に不服があるときは、この決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
 なお、この決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定(処分)に対する取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に名護市を被告(代表者は名護市長)として提起することができます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- 3 上記2の取消しの訴えは、上記1の審査請求を経た上でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定(処分等)により生ずる著しい損害の続行を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号(第8条関係)

名護市国民健康保険一部負担金 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 不承認 決定通知書			
第 年 月 日			
様 名護市長			
年 月 日付けで申請のありました国民健康保険一部負担金免除、減額及び徴収猶予につきましては、次の通り不承認となりましたので、名護市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱第8条の規定により通知します。			
被保険者証 記号番号		世帯主	
不承認内容	<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額(一部負担金の5割減) <input type="checkbox"/> 徴収猶予		
不承認理由			

- 1 この決定(処分)に不服があるときは、この決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
 なお、この決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定(処分)に対する取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に名護市を被告(代表者は名護市長)として提起することができます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。
- 3 上記2の取消しの訴えは、上記1の審査請求を経た上でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 決定(処分等)により生ずる著しい損害の続行を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号(第9条関係)

証明書番号 第 号				
名護市国民健康保険一部負担金 <input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 減額 <input type="checkbox"/> 徴収猶予 証明書				
被保険者証 記号番号				
療養の給付を 受ける者		生年月日	世帯主と の続柄	
世帯主氏名		世帯主住所		
医療機関名				
傷病名	(1)	(2)		
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで 【 日間】			
決定事項	<input type="checkbox"/> 免除			
	<input type="checkbox"/> 減額 (5割)			
	<input type="checkbox"/> 徴収猶予			
上記のとおり証明いたします。				
年 月 日 名護市長 印				
(注意事項) 1 療養の給付を受ける被保険者は、この証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関に提示してください。 2 保険医療機関は、免除・徴収猶予の場合、被保険者から一部負担金を徴収しないでください。 3 保険医療機関は、減額の場合、本来徴収すべき一部負担金から減額割合に応じた減額分(円未満切り上げ)の金額を徴収してください。 4 保険医療機関は、この証明書を該当レセプトに添付の上別綴とし、減額・徴収猶予された額を診療報酬とあわせて沖縄県国民健康保険団体連合会あてに請求してください。 5 転出・他保険への加入等により国民健康保険の資格を喪失したときは、喪失日以降、この証明書は無効となります。				
問合せ先：				

名護市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予取消通知書				
第 号 年 月 日				
様				
名護市長				
年 月 日 第 号で決定いたしました国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予について、次のとおり取り消しましたので、通知します。				
被保険者証 記号番号				
療養の給付を 受ける者	住所			
	氏名		生年月日	
取 消 事 項				
取 消 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
取 消 理 由				

1 この決定(処分)に不服があるときは、この決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この決定(処分)があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、当該決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この決定(処分)に対する取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に名護市を被告(代表者は名護市長)として提起することができます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

3 上記2の取消しの訴えは、上記1の審査請求を経た上でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定(処分等)により生ずる著しい損害の続行を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

名護市国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予取消通知書				
第 年 月 日 号				
様				
名護市長				
<p>年 月 日 第 号で決定いたしました国民健康保険一部負担金免除・減額・徴収猶予について、次のとおり取り消しましたので、通知します。</p> <p>なお、下記被保険者の一部負担金については、本通知書到達日以降、当該被保険者証の表示に従い、徴収してください。</p>				
被保険者証 記号番号				
療養の給付を 受ける者	住所			
	氏名		生年月日	
取 消 事 項				
取 消 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
取 消 理 由				

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)

様式第7号 (第10条関係)

様式第8号 (第10条関係)